

熊本県公報

第 1 1 5 0 7 号
平成 19 年 1 月 29 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
 - 土地改良区役員の退任……………(農村計画・技術管理課) 1
 - 山鹿都市計画下水道の変更……………(都市計画課) 1
 - 平成 18 年度行政書士試験合格者の決定……………(市町村総室) 2
 - 平成 19・20・21 年度天草空港航空灯火保守管理業務委託に係る一般競争入札の実施……………(港湾課) 2
- 登 載 依 頼**
- 阿蘇地区やさしいまちづくり推進協議会の会議の開催……………(健康福祉政策課) 4
 - 天草地域保健医療推進協議会の会議の開催……………(医療政策総室) 5
 - 平成 18 年度球磨地域保健医療推進協議会の会議の開催……………(") 5
 - 球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催……………(") 5

告 示

熊本県告示第 80 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター紅い華 熊本市元三町二丁目 9 番 22 号	株式会社紅い華ヘルパース テーション	平成 19 年 1 月 17 日

公 告

熊本県公告第 98 号

玉名市横島干拓土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があった。

平成 19 年 1 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
理事	田 口 征 憲	玉名市横島町共栄 96 番地

熊本県公告第 99 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
山鹿都市計画下水道 山鹿公共下水道
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 100 号

平成 18 年 11 月 12 日に実施した平成 18 年度行政書士試験の合格者を次のとおり決定した。
平成 19 年 1 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
8510024	8510353	8510542	8510696
8510084	8510423	8510566	8510811
8510095	8510470	8510614	8510816
8510173	8510487	8510629	8510910
8510199	8510498	8510650	8510923
8510266	8510507	8510677	
8510294	8510528	8510692	
8510325	8510531	8510694	

熊本県公告第 101 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 19 年 1 月 29 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成 19・20・21 年度天草空港航空灯火保守管理業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成 19・20・21 年度天草空港航空灯火保守管理業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で、本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 本委託の業務を十分に遂行できる人員を擁し、かつ熊本県内に業務受託の拠点となる本社又は営業所（支店）等を有していること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 6 の（3）の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (6) 競争入札参加資格確認申請書を熊本県土木部港湾課管理係に提出し審査を受け、承認を受けた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

- 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 1 月 29 日（月）から平成 19 年 2 月 5 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 1 月 29 日（月）から平成 19 年 2 月 7 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県土木部港湾課管理係（県庁行政棟本館 12 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2515（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 1 月 29 日（月）から平成 19 年 2 月 15 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 2 月 16 日（金）午後 1 時 30 分から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館地下 1 階監理課入札室
- (4) 入札書の提出方法
6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 2 月 15 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入

- 札
 ケ 2 以上の意思表示をした入札
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
 (4) 落札者の決定方法
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
 (5) 最低制限価格
 有
 (6) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 要
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
 (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
 (8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

阿蘇地区やさしいまちづくり推進協議会公告第 1 号

熊本県阿蘇地区やさしいまちづくり推進協議会の会議を、次のとおり開催します。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
 平成 19 年 1 月 29 日

熊本県阿蘇地域振興局長
 金 田 和 洋

- 1 開催日時
 平成 19 年 2 月 7 日（水）
 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
 熊本県阿蘇市内牧 1095-1
 ホテル角萬
- 3 議題
 (1) 高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画の進捗状況について
 (2) 新バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）について
 (3) 新法制定に伴う「やさしいまちづくり条例」の改正について
 (4) 障害者用駐車場の適正利用に向けての取組みについて
 (5) 阿蘇地区やさしいまちづくり推進協議会の廃止について
- 4 傍聴者の定員
 10 人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、開催場所において受付の上、阿蘇地区やさしいまちづくり推進協議会事務局の指示に従い、会議の会場に入室できます。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
 熊本県阿蘇市内牧 1204
 阿蘇地区やさしいまちづくり推進協議会事務局
 （熊本県阿蘇地域振興局保健福祉環境部総務企画課）
 （電話 0967-32-0535）
 （FAX 0967-32-0536）

天草地域保健医療推進協議会公告第 2 号

天草地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 19 年 1 月 29 日

天草地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成 19 年 2 月 15 日（木）午後 2 時～
- 2 開催場所
熊本県天草市今釜新町 3530
天草地域振興局会議棟 2 階大会議室
- 3 議題
 - 1) 協議事項
 - (1) 第 4 次天草地域保健医療計画の進捗状況について
 - (2) 第 5 次保健医療計画に係る地域計画検討部会の設置について
 - (3) その他
 - 2) 報告事項
 - (1) 天草地域保健医療推進協議会救急医療専門部会からの報告について
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県天草市今釜新町 3530
熊本県天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課）
（電話 0969-23-0172）

球磨地域保健医療推進協議会公告第 1 号

平成 18 年度球磨地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 19 年 1 月 29 日

熊本県人吉保健所長 上野達郎

- 1 開催日時
平成 19 年 2 月 14 日（水）午後 2 時 30 分～4 時 30 分
- 2 開催場所
アンジェリーク平安（人吉市宝来町 1340-7）
電話 0966-22-5131
- 3 議題
 - (1) 救急医療専門部会報告
 - (2) 第 4 次球磨地域保健医療計画の進捗状況について
 - (3) 第 5 次保健医療計画について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
人吉市寺町 12 番 1 号
球磨地域保健医療推進協議会事務局（熊本県人吉保健所総務企画課）
（電話 0966-22-3107）

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 1 月 29 日

熊本県人吉保健所長 上野達郎

- 1 開催日時
平成 19 年 2 月 14 日（水）
午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
- 2 開催場所
アンジェリーク平安（熊本県人吉市宝来町 1340-7）
- 3 議題

- (1) 球磨地域における救急救助状況について
- (2) 病院群輪番制事業について
- (3) 新型インフルエンザ対策について
- (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、専門部会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県人吉市寺町12番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局（熊本県人吉保健所総務企画課）
（電話 0966-22-3107）